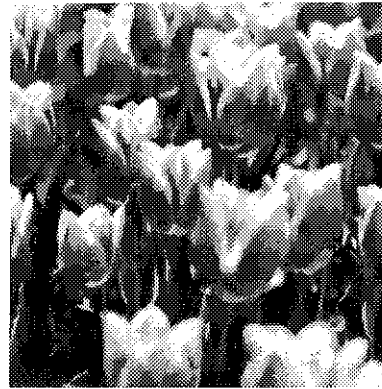


第1章 環境の状況並びに環境の保全 及び創造に関して講じた施策



県の花 チューリップ
4月下旬から5月の連休に
かけて、砺波地方を中心に
県内各地で色とりどりのチ
ューリップが咲きそろいま
す。その球根は富山県の特
産品の一つです。

第1章 環境の状況並びに環境の保全 及び創造に関して講じた施策

13年度における県内の環境の状況は、これまで実施してきた各種の施策により、全般に良好な水準を維持しているが、富山湾の水質汚濁や富岩運河のダイオキシン汚染など、一部課題となっているものがある。

大気環境については、ブルースカイ計画などを推進してきたことにより、主な汚染物質である二酸化硫黄や二酸化窒素は、環境基準を達成しており、光化学オキシダントは、全国的な傾向と同じく環境基準を超えているが、大気汚染緊急時の措置が必要とされる注意報等を発令する状況には至っていない。また、有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、すべて環境基準を達成している。

水環境については、小矢部川や神通川などの河川や湖沼では、環境基準を達成しているが、海域でCOD（化学的酸素要求量）が高くなる傾向にあり、環境基準の達成状況は、引き続き低い状況にある。

土壌環境については、神通川流域の土壌汚染対策地域における第1次及び第2次地区では、復元事業を完了し、第3次地区においては、土壌汚染対策計画に基づき、復元事業を実施している。また、黒部地域では、9年度に復元事業を完了している。

地下水については、道路などの消雪用揚水設備は増加する傾向にあるが、地下水条例による採取量の規制や水利用の合理化が進み、地下水位はおおむね横ばいの傾向にある。

騒音については、航空機騒音は、環境基準を達成しているものの、道路周辺の環境は、達成状況は低い状況となっている。

なお、公害の苦情については、その内容は多様化してきているが、近年、焼却に関する苦情が増加してきている。

化学物質のうち、ダイオキシン類については、住居地域や工業地域等におけ

る大気、河川水、河川底質、海水、地下水及び土壌の環境調査を実施したが、富岩運河で水質環境基準を超えたほかは環境基準を達成している。

廃棄物については、一部、不法投棄がみられるものの、減量・リサイクルが進められており、全体としては適正処理が図られている。

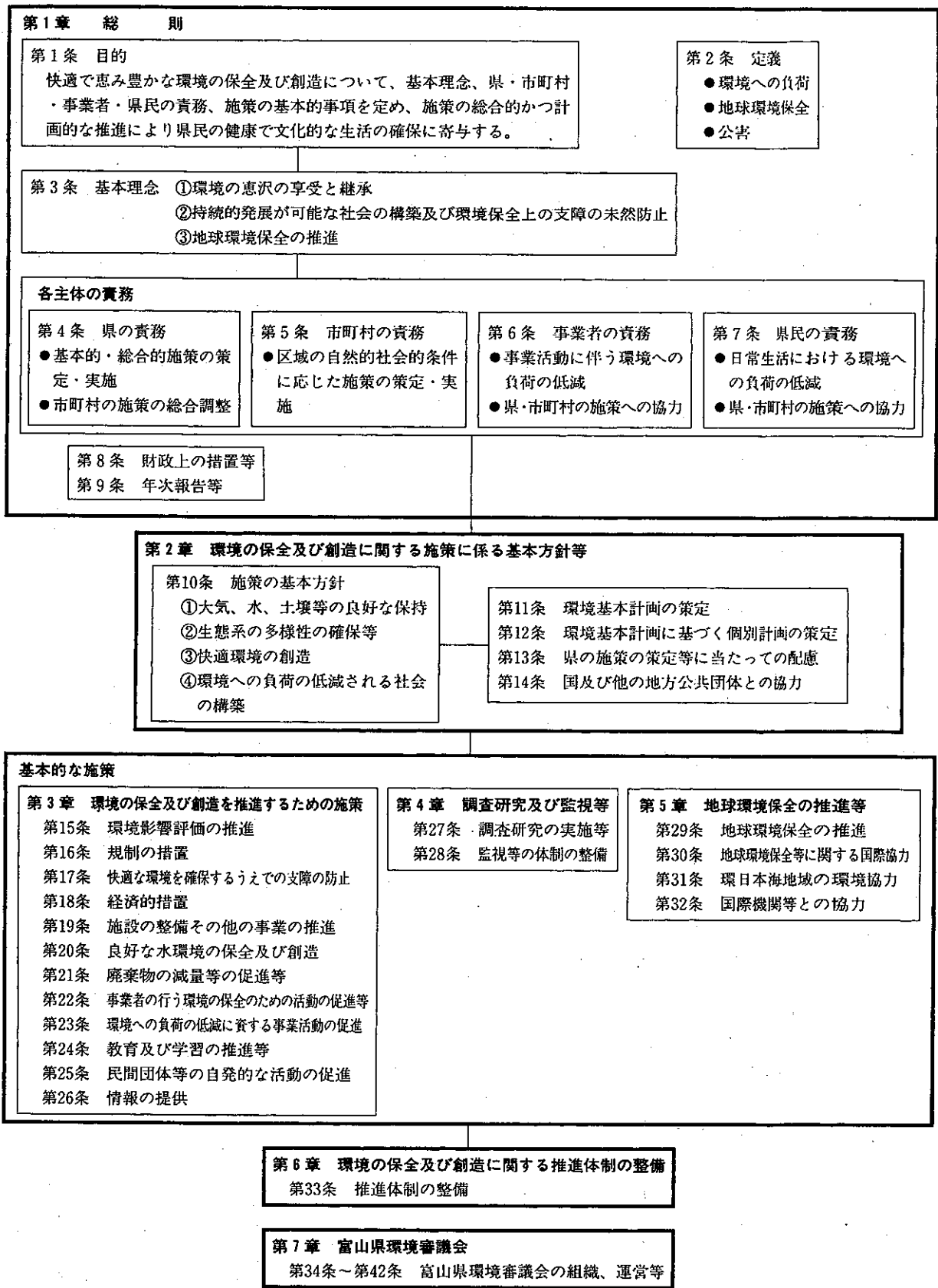
自然環境については、多様な自然環境の保全や生物の多様性の確保を図るとともに、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保するなど自然との共生が図られている。

第1節 基本的施策の推進

1 環境基本条例

都市・生活型公害から地球環境問題までの広範多岐にわたる今日の環境問題に適切に対応するため、7年12月に環境基本条例を制定した。この条例は、快適で恵み豊かな環境を保全し、及び創造することを目標に、「環境の恵沢の享受と継承」、「持続的発展が可能な社会の構築及び環境保全上の支障の未然防止」並びに「地球環境保全の推進」の3つを基本理念として、環境の保全と創造に向けた行政、事業者、県民の責務を明示している。環境基本条例の体系図は図1-1のとおりである。

図1-1 環境基本条例の体系図



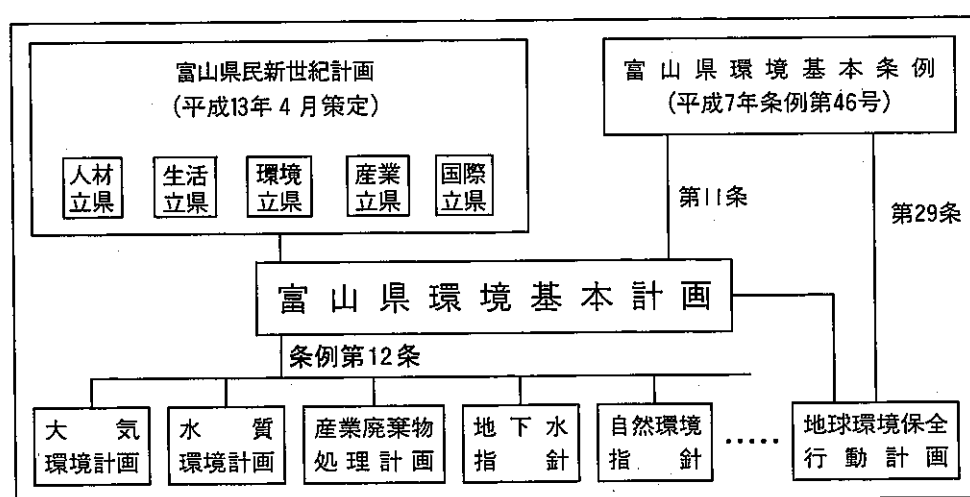
2 環境基本計画

環境基本計画は、環境基本条例の基本理念の実現に向けて、快適で恵み豊かな環境の保全と創造*に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、環境基本条例第11条の規定に基づき施策の大綱や必要な推進事項を盛り込んで策定したものであり、県における環境の保全と創造に関する最も基本となる計画である。

さらに、今日の環境に関する課題は、県や市町村のみならず、県民、事業者等の各主体が連携、協力しながら、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組まなければ解決ができないものとなっている。この計画は、環境の保全と創造に向けて各主体に求められる、それらの取組みの指針となるものである。

また、13年4月に新たに富山県民新世紀計画が策定され、政策の柱である五つの立県構想の一つとして環境立県が位置づけられるなど、環境の世紀に向けた様々な環境施策を着実に推進することになっている。環境基本計画の位置づけ及び施策の概要は図1-2及び図1-3のとおりである。

図1-2 環境基本計画の位置づけ



* 環境の保全と創造 … 「環境の保全」とは、公害の防止や自然保護など環境を人にとって良好な状態に保持することをいうが、富山県環境基本条例では、「環境の保全」に加え、良好な生活空間の形成、地域の個性をいかした快適な環境の創造など、環境をより程度の高いものとして「創造」することまで含めて「環境の保全と創造」という。

図1-3 環境基本計画の施策の概要

1 安全で健康な生活環境の確保

- (1) 健康で快適な大気環境の確保
 - ・ブルースカイ計画
 - ・発生源に対する指導
- (2) 豊かで清らかな水環境の確保
 - ・クリーンウォーター計画
 - ・地域に適した効率的な生活排水処理の整備促進
- (3) 健やかで豊かな生活を支える土壌環境と地下水の確保
 - ・農用地土壌汚染対策地域の復元工事、調査等
 - ・地下水指針
- (4) 騒音、振動のないやすらかな環境の実現
 - ・適正な土地利用、自動車騒音対策
 - ・すぐれた音環境を将来に残すための活動
- (5) 化学物質による環境汚染の防止
 - ・自主的な管理を基本とした化学物質の適正な管理・処理
 - ・化学物質の多様性等に配慮した総合的な環境リスクの低減
- (6) 公害被害等の防止と解決
 - ・イタイイタイ病患者の早期発見と住民の健康管理を目的とした住民健康調査
 - ・各種施策の推進による公害紛争や苦情の未然防止、速やかで適切な解決

2 環境への負荷が少ない循環型社会の構築

- (1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進
 - ・ごみゼロ・プラン
 - ・産業廃棄物処理計画
- (2) 廃棄物の適正な処理
 - ・ごみの分別収集の推進、ごみ処理広域化計画
 - ・産業廃棄物に関するマニフェストの使用の徹底
- (3) 省資源・省エネルギーの推進
 - ・環境にやさしい生活の実践
 - ・省エネルギー機器等の普及促進

3 自然と共生したうるおいのある環境の実現

- (1) すぐれた自然環境の保全
 - ・自然環境指針
 - ・自然公園等におけるごみ持ち帰り運動等の推進
- (2) 自然とのふれあいの確保
 - ・自然とふれあうイベント等の開催
 - ・ナチュラルリスト、バードマスター等の育成
- (3) 生物多様性の確保
 - ・生態系や種、遺伝子の多様性の保全
 - ・ふるさと生き物環境づくりマニュアルの活用

4 快適環境づくり

- (1) 心地よい水辺環境の創造
 - ・水や緑、魚などの自然とふれあい散策できる憩いの場の確保
 - ・水辺等における清掃や美化活動の実施
- (2) 里や街における豊かな緑の保全及び創造
 - ・新グリーンプラン、全県域公園化推進プラン
 - ・公園、道路等の緑化の推進
- (3) ゆとりある空間と美しい景観の創造
 - ・景観について適切な配慮が払われるような誘導や指導
 - ・ふるさと環境総合整備ガイドライン
- (4) 歴史や文化をいかした街づくり
 - ・歴史的・文化的遺産の周辺の自然環境と一体となった保存
 - ・歴史的・文化的背景をいかした街並みの形成

5 地球環境の保全への行動と積極的貢献

- (1) 地球環境の保全のための対策の推進
 - ・二酸化炭素排出抑制のための省エネルギー等の対策
 - ・回収システムの確立等による過去に生産されたフロン等の大気放出の防止
- (2) 県民、事業者、行政における地球環境保全行動計画
 - ・地球環境保全行動計画
 - ・環境にやさしい県庁行動計画
- (3) 国際環境協力と環日本海地域の環境保全
 - ・環日本海環境協力センターを中核拠点とした環境協力体制の整備
 - ・渡り鳥の共同調査等各種の環境協力施策

6 環境の保全及び創造に向けたみんなの行動

- (1) 環境保全へのみんなの参加
 - ・とやま環境財団を中核拠点とした県民の環境保全活動への参加の促進
 - ・企業、県民、民間団体の環境保全活動の支援
- (2) 環境問題の理解と対応のための教育・学習
 - ・とやま環境財団を中核拠点とした環境教育・学習
 - ・こどもエコクラブの活動の支援、環境倫理及び環境教育・学習の充実

7 総合的視点で取り組む環境の保全と創造

- (1) 環境問題の解決に向けた公害防止計画
 - ・農用地土壌汚染対策計画に基づく復元工事
 - ・自動車騒音対策
- (2) 事業実施に当たっての環境への影響評価の推進
 - ・環境影響評価条例に基づく環境影響評価の推進
 - ・公害防止条例や土地対策要綱による事前審査
- (3) 環境の保全及び創造を支える調査研究等の推進
 - ・監視、調査研究の推進
 - ・県内外の研究機関との共同研究の推進